

# 新型コロナウイルス感染症対策条例

を制定しました

(令和2年12月17日施行)



感染防止対策を推進するには、皆さまの協力が必要です。  
市全体で一丸となって、対策に取り組んでいきましょう！！

## 条例の目的 (第1条)

新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のため感染症対策を推進し、それによって市民の皆さまの生命及び健康を保護し、同時に安全で安心な市民生活を守ることを目的としています。

## 市の責務 (第2条)

- 感染症対策を的確かつ迅速に実施します。
- 感染症に係る必要な知識の普及及び適切な情報の発信に努めます。

\*市ホームページなどでの情報提供のほか、公民館などでも1週間の感染者の動向などをまとめた週報を掲示しています。ぜひ、ご覧ください。

## 市民の責務 (第3条)

- 感染症の予防及びまん延の防止に努めてください。
- 保健所が行う調査をはじめ、市が行う感染症対策に協力をお願いします。



## 事業者の責務 (第4条)

- 事業の実施に関し、感染症の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努めてください。
- 保健所が行う調査をはじめ、市が行う感染症対策に協力をお願いします。

## 不当な差別的取扱いの禁止 (第5条)

- 感染者、医療関係者など誰に対しても、感染している・感染の恐れがあることを理由に不当な差別的取扱いをしてはいけません。
- 情報の発信に当たっては、その情報の正確性や情報源の確認をし、それを発信することで生じる影響を考慮しましょう。

- マスクの着用など咳エチケットを徹底してください。
- 人との距離を確保し、3つの密を避けましょう。
- 健康管理を徹底し、体調が悪いときは休みましょう。
- こまめに手洗い・手指消毒。
- 懇親会などの会食時もしっかり対策を取り、感染症対策済みのお店を利用しましょう。



千葉市 コロナ 取組宣言の店

検索

こちらからも  
ご覧いただけます



- 「千葉市新型コロナウイルス感染症対策取組宣言(※1)」の店に登録し、併せて「千葉市コロナ追跡サービス(※2)」の利用をお願いします。

※1 取組み宣言登録方法



市HPから  
電子申請

登録したアドレスに、市からステッカーのデータを配布

ステッカーを印刷し、店頭などに掲示

※2 追跡サービス登録方法



市HPから  
電子申請

登録したアドレスに、二次元バーコードのデータが届く

二次元バーコードを印刷し、店頭などに掲示

- 各業界のガイドラインを遵守し、それに沿った対策を行いましょう。

- 感染者等に関する個人情報や心ない書き込みをインターネット・SNSに掲載・投稿することはやめましょう。
- 誤った情報や不確かな情報をうのみにして拡散することはやめましょう。
- 自分や大切な人が感染したらと考え、お互いを思いやる気持ちを忘れずに行動しましょう！



何か困ったことが起きた時には遠慮せず相談しよう！ <法務省人権相談窓口>

①みんなの人権110番 ☎0570-003-110

②子どもの人権110番 ☎0120-007-110

③女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

④外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090-911

(Foreign-language Human Rights Hotline)

①~③

平日8:30~17:15

④平日9:00~17:00



ご理解・ご協力をお願いいたします

